



第191回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2025年6月26日（木曜日）午前10時

開催場所 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
サピアタワー6階
ステーションコンファレンス東京605号会議室
（「第191回定時株主総会会場ご案内図」
をご参照ください。）

議 案

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

目 次

第191回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	14
連結計算書類	38
計算書類	41
監査報告	44

株 主 各 位

証券コード 5351

2025年6月5日

東京都千代田区丸の内一丁目7番12号

品川リフラクトリーズ株式会社

代表取締役社長 **藤原 弘之**

第191回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第191回定時株主総会を下記の通り開催いたしますのでご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



当社ウェブサイト <https://www.shinagawa.co.jp/>

（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「株主・投資家情報」「株主総会」「第191回定時株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「品川リフラクトリーズ」又は「コード」に当社証券コード「5351」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。2025年6月25日午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
サピアタワー6階
ステーションコンファレンス東京605号会議室
（「第191回定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

- 報告事項 (1) 第191期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第191期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

- (1) 株主総会に出席いただく場合
株主総会開催日時：2025年6月26日（木曜日）午前10時
当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- (2) 書面による議決権行使の場合
議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年6月25日午後5時30分までに当社に到着するようにご返送ください。
- (3) インターネットによる議決権行使の場合
4頁に記載しております【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧のうえ、2025年6月25日午後5時30分までにご行使ください。

以上

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から「連結注記表」「個別注記表」を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月26日（木曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

切取線

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

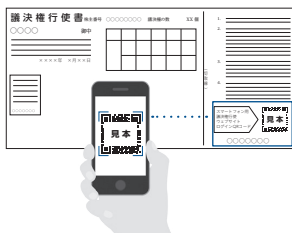
- ※ 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ※ 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

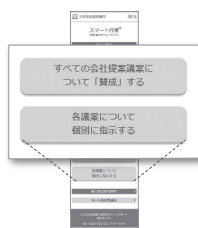
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

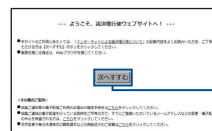
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

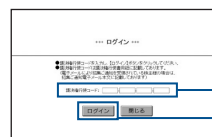
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

※ パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様への利益還元を充実させるべく、基本的な配当方針として連結配当性向40%を目標としております。

当期の期末配当金につきましては、上記及び今後の事業環境等を総合的に勘案し、1株当たり45円といたしたいと存じます。

当期は中間配当金として45円をお支払いしておりますので、年間の配当金は1株当たり90円となります。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき45円といたしたく存じます。
この場合の配当総額は、2,052,150,210円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月27日といたしたく存じます。

第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は1875年に創業し本年10月に150周年を迎えます。当社はこの節目を、先人が築いてきた歴史をこの先100年、150年と繋いでいくためのスタート地点であると考え、未来に向かって成長を続ける企業を目指すべく社名を刷新するため、現行定款第1条（商号）を変更するものであります。

150年の歴史と伝統を引き継ぎつつ、耐火物を意味する「リフラクトリーズ」から、「リフラ」という造語に変更することで耐火物以外の断熱材、先端機材、エンジニアリング事業等にも注力していることを表現しています。

なお、この定款変更の効力発生日は、附則を設け2025年10月1日とし、効力発生日経過後これを削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
（商号） 第1条 当社は品川リフラクトリーズ株式会社と称し、英文ではSHINAGAWA REFRACTORIES CO.,LTD. と表示する。	（商号） 第1条 当社は品川リフラ株式会社と称し、英文ではSHINAGAWA REFRA CO.,LTD. と表示する。
（新 設）	附則 <u>（商号変更に関する経過措置）</u> 第2条 定款第1条（商号）の変更は、2025 年10月1日をもってその効力を生じるものとする。なお、本附則は、定款第1条変更の効力発生後、これを削除する。

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下本議案において同じ。）6名全員の任期が満了いたします。つきましては、取締役6名の選任をお願いいたします。

なお、本議案に関しまして、監査等委員会は各取締役候補者を取締役に選任することが相当であると判断しております。

取締役候補者は次の通りであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の株式数
1	 ふじ 原 ひろ ゆき 藤 原 弘 之 (1960年9月13日) 再 任	1983年 4 月 川崎製鉄(株)入社 2010年 4 月 JFEスチール(株)労政人事部長 2012年 4 月 同社総務部長 2014年 4 月 同社東日本製鉄所副所長 2016年 4 月 同社常務執行役員 2018年 4 月 JFEホールディングス(株)常務執行役員 2019年 4 月 同社専務執行役員 2021年 4 月 当社顧問 2021年 6 月 当社代表取締役社長（現任）	30,652株
【取締役候補者とした理由】 藤原弘之氏は、JFEスチール(株)及びJFEホールディングス(株)での執行役員の経験を経て、2021年4月に当社へ移籍し、同年6月より代表取締役社長を務めております。鉄鋼業界における長い経験と経営者としての豊富な見識・経験・実績を兼ね備えており、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより当社の経営体制がより強化されると判断し、取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	 おがたまさのり 小形昌徳 (1962年9月18日) 再任	1990年4月 当社入社 1998年4月 当社技術研究所耐火物研究部第4研究室長 2005年5月 大石橋市品川栄源連鑄耐火材料有限公司出向 2009年10月 当社技術研究所第1研究グループマネージャー 2013年6月 当社技術研究所長兼技術部長 2016年4月 当社執行役員東日本工場長兼湯本製造部長 2018年4月 当社常務執行役員技術研究所、技術部担当 品川ファインセラミックス㈱代表取締役社長 (2023年3月まで) 2018年6月 当社取締役常務執行役員技術研究所、技術部担当 2019年4月 当社取締役常務執行役員技術研究所担当 2020年6月 当社常務執行役員技術研究所担当 2021年4月 当社常務執行役員技術研究所、技術部担当 2021年6月 当社取締役常務執行役員生産部門、技術研究所、技術部担当 2022年4月 当社取締役常務執行役員生産部門・技術研究所統括、品質保証部・設備管理部・技術部担当 2023年4月 当社代表取締役常務執行役員耐火物事業本部長、当社グループ耐火物セクター長 2024年4月 当社代表取締役常務執行役員耐火物事業本部長、リサイクル事業推進部担当、当社グループ耐火物セクター長 2025年4月 当社代表取締役専務執行役員情報システム部、設備管理部、技術部統括、耐火物事業本部長、リサイクル事業推進部担当、当社グループ耐火物セクター長(現任)	23,873株
【取締役候補者とした理由】 小形昌徳氏は、当社において長年にわたり技術開発部門・製造部門業務に携わり、2016年4月より執行役員、また2018年6月から2020年6月及び2021年6月より取締役を務めております。経営者として豊富な見識・経験・実績を兼ね備えており、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより当社の経営体制がより強化されると判断し、取締役候補者としております。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の株式数
3	 み き へ い き 三 木 平 基 (1960年11月23日) 新任	1984年 4 月 日本鋼管(株)入社 2010年 4 月 JFEスチール(株)ヒューストン事務所長 2013年 4 月 同社薄板輸出部長 2014年 4 月 当社海外営業部長 2015年 4 月 当社執行役員欧米・豪州事業部長 2017年 4 月 当社常務執行役員欧米・豪州事業部長 2020年 4 月 当社常務執行役員海外事業本部長 2023年 4 月 当社常務執行役員耐火物事業本部海外事業部門長、当社グループ耐火物セクター副セクター長 2025年 4 月 当社常務執行役員海外事業総括部担当、耐火物事業本部副本部長、当社グループ耐火物セクター副セクター長（現任）	4,500株
【取締役候補者とした理由】 三木平基氏は、JFEスチール(株)での薄板輸出部長等の経験を経て、2013年 4 月に当社へ移籍しております。2015年 4 月より執行役員を務め、これまで海外事業部門業務に携わっております。経営者として豊富な見識・経験・実績を兼ね備えており、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより当社の経営体制がより強化されると判断し、取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	 ふく ぎき よし お 福 崎 良 雄 (1961年10月30日) 新任	1988年 4 月 (株)神戸製鋼所入社 2010年 4 月 同社鉄鋼事業部門神戸製鉄所製鋼部長 2014年 4 月 同社鉄鋼事業部門加古川製鉄所製鋼部長 2018年10月 当社第2営業部長兼神戸営業所長 2019年 4 月 当社執行役員第2営業部長兼神戸営業所長 2021年 4 月 当社常務執行役員第2営業部長 2023年 4 月 当社常務執行役員耐火物事業本部技術部門長、当社グループセラミックスセクター長、品川ファインセラミックス(株)代表取締役社長 2024年 4 月 当社常務執行役員耐火物事業本部技術部門長、先端機材セクター室担当、第2営業部を支援、当社グループ先端機材セクター長、品川ファインセラミックス(株)代表取締役社長 2025年 4 月 当社常務執行役員品質保証部、安全衛生部統括、先端機材事業本部長、第2営業部を支援、当社グループ先端機材セクター長（現任）	5,000株
【取締役候補者とした理由】 福崎良雄氏は、(株)神戸製鋼所での製鋼部長等の経験を経て、2018年10月に当社へ移籍しております。2019年4月より執行役員を務め、これまで営業部門・技術開発部門業務に携わるとともに、品川ファインセラミックス(株)社長も務めてまいりました。経営者として豊富な見識・経験・実績を兼ね備えており、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより当社の経営体制がより強化されると判断し、取締役候補者としております。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 数
5	 かね しげ とし ひこ 金 重 利 彦 (1956年10月14日) 再 任	1982年 4 月 当社入社 2001年 4 月 当社岡山工場日生製造部製造室長 2002年12月 当社湯本工場鹿島製造室長 2004年 4 月 当社湯本工場長 2009年 4 月 当社岡山工場副工場長兼製造部長 2010年 6 月 当社執行役員岡山工場長兼製造部長 2013年 6 月 当社取締役常務執行役員 2016年 4 月 当社取締役常務執行役員第 1 営業部、第 3 営業部、第 4 営業部担当 2018年 4 月 当社取締役専務執行役員営業部門統括兼第 3、第 4 営業部担当 2020年 4 月 当社取締役専務執行役員営業部門統括兼海外事業本部、第 3、第 4 営業部担当 2020年 6 月 当社取締役専務執行役員営業部門担当兼国内営業本部長 2022年 4 月 当社取締役専務執行役員営業部門統括兼国内営業本部長 2022年10月 当社取締役専務執行役員営業部門統括兼国内営業本部長、第 3 営業部長 2023年 4 月 当社取締役、インソライト工業㈱顧問 2023年 6 月 当社取締役、当社グループ断熱材セクター長 (現任) (重要な兼職の状況) 2023年 6 月 インソライト工業㈱代表取締役社長	36,068株
【取締役候補者とした理由】 金重利彦氏は、当社において長年にわたり技術開発部門・製造部門・営業部門業務に携わり、2010年 6 月より執行役員、加えて2013年 6 月より取締役を務めております。経営者として豊富な見識・経験・実績を兼ね備えており、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより当社の経営体制がより強化されると判断し、取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	 やま ひら けい こ 山 平 恵 子 (1960年11月30日) 再任	1983年 4 月 クボタハウス株式会社（現 サンヨーホームズ株式会社）入社 2010年 4 月 サンヨーホームズ株式会社執行役員 2011年 6 月 同社取締役常務執行役員 2012年 6 月 サンヨーリフォーム株式会社取締役（兼任） 2013年 6 月 サンヨーホームズ株式会社取締役専務執行役員 サンアドバンス株式会社取締役（兼任） サンヨーホームズコミュニティ株式会社取締役（兼任） 2015年 6 月 サンヨーホームズ株式会社取締役社長執行役員 2017年 4 月 サンヨーホームズコミュニティ株式会社代表取締役会長 2019年 6 月 上新電機株式会社社外取締役（現任） フジテック株式会社社外取締役 2021年 6 月 株式会社タカラレーベン（現 MIRARTHホールディングス株式会社）社外取締役（退任予定） 2022年 6 月 当社社外取締役（現任） 2024年 6 月 丸一鋼管株式会社社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) 2019年 6 月 上新電機株式会社社外取締役 2021年 6 月 株式会社タカラレーベン（現 MIRARTHホールディングス株式会社）社外取締役（退任予定） 2024年 6 月 丸一鋼管株式会社社外取締役	一株

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

山平恵子氏はサンヨーホームズ株式会社取締役社長執行役員を務めた後、上新電機株式会社等で社外取締役に就任しています。経営者として企業経営、マーケティング、販売戦略等について豊富な見識・経験・実績を兼ね備えており、専門的な観点から当社の業務執行に対する監督や助言等を期待しております。

- (注) 1. 金重利彦氏はイソライト工業(株)の代表取締役社長であり、当社は同社との間に資本関係、従業員派遣及び断熱材製品等の取引があります。その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山平恵子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。また、同氏は金融商品取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
3. 当社は、山平恵子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
4. 山平恵子氏は、現在当社の社外取締役であります。在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「4. 会社役員に関する事項 (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。各取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 取締役会の構成（2025年6月26日定時株主総会後の予定）

取締役の保有するスキルは次の通りです。

		企業経営・経営戦略	調達	販売・マーケティング	製造・工事・研究開発	会計・ファイナンス	組織・人材マネジメント	法務・リスクマネジメント	グローバルビジネス	環境マネジメント
除く 取締役（監査等委員を	藤原 弘之	○	○				○	○	○	○
	小形 昌徳	○			○				○	○
	三木 平基	○		○					○	
	福崎 良雄	○		○	○					○
	金重 利彦	○	○	○	○				○	○
	山平 恵子	○		○	○		○			
取締役 監査等委員である	山下 寛文	○				○	○		○	
	中島 茂							○		
	長野 正史	○		○			○			
	浦部智壽子					○		○		

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期における世界経済は、中国経済の停滞、中東地域をめぐる情勢などの地政学的リスク等により、不安定な状況が継続しました。日本経済につきましては、為替変動や物価上昇、不安定な海外情勢等により慎重な見方が広がり、一部に足踏みが残るものの、全体としては緩やかな回復基調で推移しました。一方で、耐火物業界の最大の需要先である鉄鋼業界におきましては、国内の製造業向けや建設向けの鉄鋼需要が低調であったこと等の要因により、通期の国内粗鋼生産量は前期比4.5%減少し、8,295万トンとなりました。

このような状況の中、当期のセグメント別の成績は次の通りとなりました。

耐火物セグメントでは、2024年10月より当社グループに加わったオランダのGouda Refractories Group B.V. (以下、Gouda社) の第4四半期業績(2024年10月度～12月度)の寄与がありましたが、国内粗鋼生産量の減少による耐火物販売数量の減少や海外においてもお客様の活動水準が低下した影響等により、当期の売上高は958億64百万円(前期比2.6%減)となりました。セグメント利益は、販売構成の改善によるスプレッドの拡大、コストダウン等を進めたことにより、主力の国内耐火物事業では増益を確保したものの、国内外の需要環境の悪化による耐火物販売数量の減少を主因に、のれん他償却額の増加もあり、全体では76億94百万円(同4.6%減)となりました。

断熱材セグメントでは、第3四半期より欧州及び中国市場の需要が減速し海外向け自動車関連製品の販売が減少しましたが、国内向け耐火断熱れんがの販売が増加したこと等により、当期の売上高は187億79百万円(同1.1%増)となりました。一方、セグメント利益はこれらの販売構成の変化を主因として、32億67百万円(同5.1%減)となりました。

先端機材セグメントでは、ファインセラミックス製品の拡販を進め、新たに加わったコムイノベーション社の業績も寄与したことから、当期の売上高は43億40百万円(同22.2%増)、セグメント利益は1億70百万円(同23.3%増)となりました。

エンジニアリングセグメントでは、人件費の上昇に伴う工事契約単価の改定及び各所工事案件の増加により、当期の売上高は257億30百万円(同4.8%増)、セグメント利益は後述のブラジルのエンジニアリング企業 Reframax Engenharia Ltda. (以下、Reframax社) の買収に伴う関連費用の計上等により、16億14百万円(同6.4%減)となりました。

以上の結果、当期の連結成績は売上高1,440億72百万円(同0.1%減)、各段階利益につきましては、EBITDA179億53百万円(同1.5%増)、営業利益132億78百万円(同4.4%減)、経常利益136億55百万円(同8.4%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は前期に対し当期は大きな固定資産売却益がないことから97億78百万円(同36.0%減)となりました。

セグメント	売上高 (百万円)			
	前期 (2024年3月期)	構成比	当期 (2025年3月期)	構成比
耐火物	98,469	68.3%	95,864	66.6%
断熱材	18,583	12.9	18,779	13.0
先端機材	3,551	2.5	4,340	3.0
エンジニアリング	24,551	17.0	25,730	17.9
その他	900	0.6	904	0.6
調整額	△1,880	△1.3	△1,547	△1.1
合計	144,175	100.0	144,072	100.0

セグメント	セグメント利益 (百万円)			
	前期 (2024年3月期)	構成比	当期 (2025年3月期)	構成比
耐火物	8,062	58.1%	7,694	58.0%
断熱材	3,443	24.8	3,267	24.6
先端機材	138	1.0	170	1.3
エンジニアリング	1,725	12.4	1,614	12.2
その他	538	3.9	548	4.0
調整額	△20	△0.1	△17	△0.1
合計	13,887	100.0	13,278	100.0

当社グループは長期目標「ビジョン2030」を掲げ、そのマイルストーンとしての第6次中期経営計画（2024年度～2026年度）を策定し、2024年度より計画達成に向けた取組みをスタートしました。重点方針である「セクター戦略の深化」では、本中期経営計画よりROICを重要な経営指標とし、既存事業における経営資源の配分見直し及び新規の事業投資や設備投資において、より資本コストを意識した経営に注力しています。

2つ目の重点方針である「生産基盤の整備」では、前中期経営計画より着手しました西日本地区の不定形耐火物の生産拠点（赤穂工場、日生工場、帝窯工場）の生産集約が完了しました。集約拠点とした赤穂工場（兵庫県）では最新鋭の製造ラインによる生産が開始しています。先端機材セクターにおいては、ファインセラミックス製品の国内生産基盤の強化を図るべく本中期経営計画期間中に約30億円の設備投資を行うこととしました。半導体製造装置分野をはじめ需要拡大が見込まれるファインセラミックス事業を当社グループの今後の成長の柱の一つとして、事業拡大に注力していきます。

3つ目の重点方針である「グローバル展開の加速」では、前述の通り海外での厳しい事業環境の中、各地域・拠点における未浸透分野への拡販、グループ内での人材・技術交流による競争力強化等を進めました。さらなる海外事業の拡大に向けて、2024年7月のインドネシアにおける新会社設立、2024年10月のオランダのGouda社の買収に続いて、2025年3月にはブラジルのエンジニアリング企業であるReframax社の買収を決定しました。当社グループは、Reframax社を新たに加え、中長期的に安定した需要が見込まれる米州大陸でのプレゼンスを高め、エンジニアリング事業の強化・拡大を図っていきます。そのために高い技術力を有するブラジルの耐火物製造販売会社であるShinagawa Refratários do Brasil Ltda.とReframax社との技術連携を図り、Reframax社における耐火物の施工能力及び施工管理技術の向上を進めます。さらに、国内エンジニアリング事業部門とReframax社との人材・技術交流により、双方の施工体制強化及びエンジニアリングサービスの充実を図ります。特に日本国内において労働力不足が深刻化する中、当社グループ全体の工事対応力の向上は、顧客への高品質かつ迅速な耐火物施工及び関連サービスの継続的な提供に大きく寄与するものと考えています。

4つ目の重点方針「サステナビリティ経営の推進」では、気候変動への対応として、当社グループはCO₂排出量を2030年度50%削減（2022年度比）、2050年度カーボンニュートラルの実現を目標に掲げました。現在、目標達成に向けて、リサイクル原料の活用促進、CO₂排出量の少ない燃料への転換、太陽光発電の導入、環境配慮型商品の開発・販売など、地球環境への課題に取り組んでいます。人的資本への対応では、経営戦略に即した人材・組織開発、ダイバーシティ＆インクルージョンの推進、働きやすい職場環境の創造を目指し、経営を進めていきます。

(2) 設備投資の状況

当社グループが当期において実施いたしました設備投資の総額は、64億84百万円であります。

その主なものは次のとおりです。

(株)セラテクノ	新大型プレス	10億14百万円
当社	赤穂工場 不定形耐火物製造新ライン	9億15百万円
当社	岡山工場 受変電設備更新	2億88百万円
当社	受注販売システム再構築	2億25百万円

(3) 対処すべき課題

2025年度の事業環境につきましては、米国の通商政策動向や中国経済の停滞、さらには地政学リスクの継続による影響等により、世界経済及び国内経済ともに不安定な状況が続くと見込まれます。また、当社グループの主要なお客様である国内の鉄鋼業界においても、鉄鋼需要の先行きは不透明であり、粗鋼生産量の見通しも困難な状況となっています。

当社グループにおきましては、こうした環境下においても持続的な成長と利益の確保に向けて、以下の施策を進めていきます。

第6次中期経営計画（2024年度～2026年度）の2年目にあたる2025年度においては、昨年度と同様、4つの重点方針に基づき、計画達成に向けた活動をさらに深化していきます。

「第6次中期経営計画 重点方針」

○セクター戦略の深化

- ・ ROICを重要指標とした経営の推進
- ・ 各セクターにおける未浸透分野への進出
- ・ セクター間の協業による業容拡大

○生産基盤の整備

- ・ 定形耐火物の最適生産体制への移行着手
- ・ 断熱材及び先端機材セクターの事業拡大に向けた生産基盤の構築

○グローバル展開の加速

- ・ 地域間での人材・技術交流による競争力の強化
- ・ 新たなM&Aや事業提携による事業拡大の検討

○サステナビリティ経営の推進

- ・ カーボンニュートラルに向けた取組みの強化
- ・ 人的資本の充実

2025年度においては、厳しい事業環境が継続することが予想されますが、生産プロセスにおけるコストダウンの徹底、グローバルサプライチェーンを通じた使用後製品を含む安価原料の調達等により、利益の拡大を図っていきます。また、国内では、非鉄・工業炉分野でのより一層のシェア拡大を図るために2025年4月に営業・開発部門の組織を再編し、同分野への事業拡大に向けた体制を整えました。海外においては、新たにGouda社が加わったことにより当社グループのグローバルネットワークはさらに強固なものとなりました。そのネットワークを駆使した拡販の促進、2025年度第1四半期中に買収予定のReframax社との多面的なシナジー発現に注力していきます。断熱材セクターでは、中国での半導体熱処理炉のメンテナンス事業参入など海外展開の加速、国内外のエネルギー設備関連への超断熱製品の拡販、他セクターとの協業による断熱材事業の強

化・拡大を進めます。先端機材セクターでは、需要回復が見込まれる半導体製造装置関連製品の確実な捕捉、新規分野へのビジネス拡大を推進します。

中長期的な成長戦略として、定形耐火物の主力工場である岡山工場及び機能性耐火物の生産拠点である湯本工場（福島県）の需要構造の変化に対応した生産体制最適化を検討し、実行に移していきます。海外では、さらなる事業拡大を目指しグローバルマーケットにおける新たなM&A案件等を模索します。断熱材セクターでは、ITも含めた最新技術の導入により、脱炭素化社会を実現する製品など、未来を見据えた新商品の開発・供給を推進します。先端機材セクターでは、ファインセラミックス製品の需要拡大が見込まれる半導体製造装置分野や航空宇宙・エネルギーなどの新成長分野への業容拡大を目標に掲げ、2024年度に増産と新規分野対応のための新工場建設を決定し、2025年度の稼働を予定しています。さらに、グループの経営資源や人材の統合による経営の効率化を目指し、ファインセラミックス事業を担っていた当社の完全子会社である品川ファインセラミックス株式会社を2025年4月に吸収合併しました。

これらの戦略と並行し、気候変動への対応として、当社グループはお客様のCO₂排出量削減に繋がる耐火物技術、断熱材技術、さらに築炉エンジニアリング技術の融合による高温プロセスにおける熱ロス低減へのソリューション提供を強化しています。また、使用後製品を回収し再原料化を図ったリサイクル原料を一定量活用した製品を「Green Refractory」とし、お客様への浸透を進めています。リサイクル原料の活用は資源循環による地球環境の保全に繋がるものであり、さらには調達リスクへの対応にも有効な手段となります。お客様やサプライチェーンを通じた気候変動対策を引き続き推進し、事業成長とサステナビリティへの取組みを表裏一体として追求する経営を推し進めていきます。

2025年10月、当社は1875年の創業以来150周年を迎えます。この節目を、先人が築いてきた歴史をさらにこの先100年、150年と繋いでいくためのスタート地点と捉え、2025年10月より社名を「品川リフラ株式会社」に変更することを取締役会にて決議し、2025年6月の定時株主総会において株主の皆様にお諮りすることとしました。耐火物を意味する「リフラクトリーズ」から「リフラ」という造語に変更することによって、グループとして耐火物だけでなく断熱材、先端機材、エンジニアリング事業にも注力していくことをお示しし、より皆様に親しみを持っていただく企業グループを目指していきます。また、この150周年を機に企業理念（パーパス・ビジョン・バリュー）を刷新いたします。ビジネス環境が世界規模で大きく変化し予測不能な現代において、新たな企業理念は当社グループがこれからも持続的成長を成し遂げていくための指針となります。当社グループはセラミックス技術でお客様に最適なソリューションを提供し、世界の産業と社会の発展に貢献することを常に念頭におき、ステークホルダーの皆様と未来へ進んでいきます。

今後も引き続き、株主の皆様のご期待に応えるべくグループ一丸となって邁進する所存です。

(4) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分		第188期 (2022年3月期)	第189期 (2023年3月期)	第190期 (2024年3月期)	第191期 (2025年3月期) (当期)
売上高	(百万円)	110,784	124,963	144,175	144,072
経常利益	(百万円)	10,716	11,457	14,903	13,655
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	5,308	8,307	15,280	9,778
1株当たり当期純利益	(円)	113.56	177.60	328.46	214.48
純資産	(百万円)	63,239	71,425	86,967	93,828
総資産	(百万円)	119,710	143,901	155,137	195,214
1株当たり純資産額	(円)	1,286.92	1,455.94	1,830.98	1,951.55

(注) 当社は2023年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額につきましては、当該株式分割が第188期の期首に行われたものと仮定して算定しております。

(5) 企業集団の主要な事業内容

セグメント	事業内容
耐火物	定形耐火物、不定形耐火物、モールドパウダー、焼石灰、化成品等の製造販売
断熱材	耐火断熱れんが、セラミックファイバー等の製造販売
先端機材	ファインセラミックス、無機塗料・無機接着剤等の製造販売、半導体製造装置の組立・検査等
エンジニアリング	高炉・転炉・焼却炉等の築炉工事、工業窯炉の設計・施工等
その他	不動産賃貸等

(6) 企業集団の主要な営業所及び工場

① 当社

本 社：東京都千代田区
 営 業 所 ・ 事 業 所：鹿嶋市、千葉市、大阪市、神戸市、加古川市、倉敷市、福山市
 工 場：いわき市、鉾田市、赤穂市、備前市、倉敷市

② 重要な子会社

イ ソ ラ イ ト 工 業 株 式 会 社：大阪府、愛知県、石川県、千葉県
 株 式 会 社 セ ラ テ ク ノ：兵庫県、岡山県
 品 川 フ ァ イ ン セ ラ ミ ッ ク ス 株 式 会 社：岡山県、神奈川県
 品 川 ロ コ コ 株 式 会 社：広島県、神奈川県
 瀋 陽 品 川 冶 金 材 料 有 限 公 司：中国 遼寧省
 シナガワ リフラクトリーズ オーストラレイシア Pty. Ltd.：オーストラリア ニューサウスウェールズ州
 シナガワ アドバンスド マテリアルズ アメリカズ Inc.：米国 オハイオ州
 遼 寧 品 川 和 豊 冶 金 材 料 有 限 公 司：中国 遼寧省
 Shinagawa Refratários do Brasil Ltda.：ブラジル サンパウロ州
 Shinagawa Specialty Ceramics Americas LLC：米国 ペンシルベニア州
 Gouda Refractories Group B.V.：オランダ 南ホラント州

(7) 企業集団の従業員の状況

セグメント	従業員数	前期末比増減
耐火物	2,122名	319名増
断熱材	677名	9名増
先端機材	173名	1名増
エンジニアリング	657名	19名増
全社（共通）	103名	11名増
合 計	3,732名	359名増

- (注) 1. 当社の従業員数は1,224名（前期末比23名増加）であります。
 2. 従業員数が359名増加したのは、主として2024年4月1日にPT.Shinagawa Refratech Perkasaを、2024年10月24日にGouda Refractories Group B.V.をそれぞれ連結子会社化したためであります。

(8) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
三井住友信託銀行株式会社	11,258百万円
株式会社三井住友銀行	8,023
株式会社みずほ銀行	7,532
株式会社中国銀行	5,907

(9) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
イソライト工業株式会社	百万円 3,196	% 100.0	耐火断熱レンガ・セラミックファイバーの製造・販売
株式会社セラテクノ	440	51.0	耐火物・焼石灰の製造・販売
品川ファインセラミックス株式会社	100	100.0	ファインセラミックスの製造・販売
品川口コー株式会社	100	100.0	各種窯炉の築炉工事
瀋陽品川冶金材料有限公司	百万人民币 44	100.0	連続鑄造用モールドパウダーの製造・販売
シナガワ リフラクトリーズ オーストラレイシア Pty.Ltd.	百万豪ドル 22	100.0	耐火物の製造・販売
シナガワ アドバンスト マテリアルズ アメリカズ Inc.	千米ドル 300	100.0	連続鑄造用モールドパウダーの製造・販売、耐火物の販売
遼寧品川和豊冶金材料有限公司	百万人民币 58	66.7	連続鑄造用モールドパウダーの製造・販売
Shinagawa Refratários do Brasil Ltda.	百万伯リアル 419	100.0	耐火物の製造・販売
Shinagawa Specialty Ceramics Americas LLC	百万米ドル 7	100.0	耐摩耗性セラミックスの製造・販売
Gouda Refractories Group B.V.	百万ユーロ 1	100.0	耐火物の製造・販売、施工業務

(注) 1. 2024年10月24日にGouda Refractories Group B.V.の全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

2. 当社は、2025年4月1日付で品川ファインセラミックス株式会社を吸収合併しております。

2 会社の株式に関する事項

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 188,500,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 47,146,830株 |
| (3) 当事業年度末の株主数 | 13,162名 |
| (4) 上位10名の株主 | |

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
J F E スチール株式会社	15,905	34.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,150	6.9
株式会社神戸製鋼所	1,762	3.9
三井住友信託銀行株式会社	1,225	2.7
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,033	2.3
富国生命保険相互会社	1,000	2.2
岡山エスエス会	950	2.1
株式会社みずほ銀行	852	1.9
品川リフラクトリーズ社員持株会	759	1.7
日本生命保険相互会社	706	1.5

（注）持株比率は自己株式（1,543千株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況

区分	株式数（株）	交付対象者数（名）
取締役（監査等委員および社外取締役を除く。）	40,484	5
社外取締役（監査等委員を除く。）	0	0
取締役（監査等委員）	0	0

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、「4 会社役員に関する事項（3）取締役の報酬等」に記載しております。

3 新株予約権に関する事項

該当する事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	藤 原 弘 之	C E O
代表取締役常務執行役員	黒 瀬 芳 和	エンジニアリング事業本部長、安全衛生部担当 当社グループエンジニアリングセクター長 品川ロコー株式会社代表取締役社長
代表取締役常務執行役員	市 川 一	企画管理本部長兼経理部、情報システム部担当 当社グループコーポレート本部長
代表取締役常務執行役員	小 形 昌 徳	耐火物事業本部長、リサイクル事業推進部担当 当社グループ耐火物セクター長
取締役	金 重 利 彦	当社グループ断熱材セクター長 イソライト工業株式会社代表取締役社長
取締役	山 平 恵 子	上新電機株式会社社外取締役 MIRARTHホールディングス株式会社社外取締役 丸一鋼管株式会社社外取締役
取締役（常勤監査等委員）	山 下 寛 文	
取締役（監査等委員）	中 島 茂	日精エー・エス・ビー機械株式会社社外監査役
取締役（監査等委員）	長 野 正 史	中央労働委員会使用者側委員
取締役（監査等委員）	浦 部 智 壽 子	株式会社IACEトラベル社外取締役

- (注) 1. 取締役山平恵子、取締役(監査等委員)中島 茂、長野正史、浦部智壽子の各氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(常勤監査等委員)山下寛文氏は、長年にわたり当社の経営企画部門に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
取締役(監査等委員)中島 茂氏は、弁護士として会社法はもとより企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
取締役(監査等委員)浦部智壽子氏は、公認会計士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役山平恵子、取締役(監査等委員)中島 茂、長野正史、浦部智壽子の各氏は、金融商品取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
4. 当社は、執行役員制度を採用しており、藤原弘之、黒瀬芳和、市川 一、小形昌徳の各氏が執行役員を兼務しております。
5. 当期中の取締役の異動は、次のとおりであります。
- (1) 2024年6月27日開催の第190回定時株主総会において、取締役（監査等委員）として長野正史、浦部智壽子の各氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
- (2) 2024年6月27日開催の第190回定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員）豊泉貫太郎、佐藤正典の各氏

が退任いたしました。

6. 当事業年度末日後の取締役の地位及び担当並びに重要な兼職の状況の異動は次のとおりであります。

氏 名	異動前	異動後	異動年月日
小 形 昌 徳	代表取締役常務執行役員 耐火物事業本部長、リサイクル 事業推進部担当 当社グループ耐火物セクター長	代表取締役専務執行役員 情報システム部、設備管理部、技 術部統括 耐火物事業本部長、リサイクル事 業推進部担当 当社グループ耐火物セクター長	2025年4月1日
黒 瀬 芳 和	代表取締役常務執行役員 エンジニアリング事業本部長 安全衛生部担当、 当社グループエンジニアリング セクター長 品川ロコー株式会社代表取締役 社長	代表取締役常務執行役員 エンジニアリング事業本部長 当社グループエンジニアリングセ クター長	2025年4月1日
市 川 一	代表取締役常務執行役員 企画管理本部長兼経理部、情報 システム部担当 当社グループコーポレート本部 長	代表取締役常務執行役員 総務部、経理部、IR・広報部、経 営企画部、サステナビリティ推進 室統括	2025年4月1日

7. 当社と社外取締役及び各取締役(監査等委員)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
8. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、監査等委員会の決議により、山下寛文氏が常勤の監査等委員として選定されております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約の被保険者の範囲は当社および当社の子会社の取締役、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。被保険者が役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因した損害賠償請求にて被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を、当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は填補の対象としないこととしております。

(3) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針につき、コーポレートガバナンス基本方針において、「取締役・執行役員の報酬等については、別に定める『取締役・執行役員報酬規定』により、報酬と当社の業績及び株主利益との連動性を高めることにより、報酬の透明性、公正性、客観性に加え、業績向上に向けたインセンティブを勘案し、適切に設定する。」と定めております。

当社は、2020年5月14日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる方針について定めております。当該取締役会の決議に際して、監査等委員会は当該方針が相当であると判断しております。また、2022年4月より社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会を設置し、役員報酬制度について取締役会の諮問を受け、議論を重ねております。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、指名・報酬委員会による報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、監査等委員会からの意見が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1) 取締役（監査等委員を除く）の報酬に関する方針

当社では、2020年6月をもって取締役（監査等委員を除く）の退職慰労金制度を廃止し、基本報酬と退職慰労金で構成されていた報酬体系を、月俸・賞与・譲渡制限付株式報酬に再構成する役員報酬制度の見直しを実施、2022年度には役員報酬を適正な水準とするための改定、2023年度には、譲渡制限付株式報酬制度（リストラクテッド・ストック制度）を廃止し、事後交付型業績連動型株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット制度（以下「本制度」という）を導入しました。

さらに2024年度には、同年度から始まる新たな中期経営計画及び2030年度に到達すべき経営の道筋を設定したビジョン2030に掲げた「積極的なM&A等により事業規模の拡大を図る」旨の経営方針に適合すべく、業績連動報酬を算定するための基準業績の設定方法を変更いたしました。併せて外部調査機関のサーベイデータを参照し、また短期と中長期の均衡のとれた業績改善に向けたインセンティブを勘案しつつ、総報酬の水準及び月例報酬と賞与、株式報酬の比率を修正しております。

具体的には、業績連動報酬（賞与及び株式報酬）の算定基礎となる基準業績を毎年度の期首に取締役会が決議した当該年度の連結経常利益目標額としました。したがって、基準業績は毎年変動し、今後当社グループの事業規模が拡大するとともに上昇します。

なお、当該制度変更は、任意の諮問委員会であり独立社外取締役が委員長を務め委員の過半数を独立社外取締役が占める指名・報酬委員会で検討され、同委員会の答申を受けて取締役会が決議を行ったものです。

2) 監査等委員である取締役の報酬に関する方針

監査等委員である取締役についても、2020年6月をもって退職慰労金制度を廃止し、基本報酬と退職慰労金で構成される報酬体系を、月俸と譲渡制限付株式報酬（社外取締役を除く）に再構成する役員報酬制度の見直しを実施、2022年度には役員報酬を適正な水準とするための改定、2023年度には譲渡制限付株式報酬制度を廃止し、固定報酬のみとする制度の見直しを行いました。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員（名）	報酬等の種類別の総額（百万円）			支給額（百万円）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く）	6	129	47	50	226
（うち社外取締役）	(1)	(10)	(－)	(－)	(10)
取締役（監査等委員）	6	68	－	－	68
（うち社外取締役）	(5)	(36)	(－)	(－)	(36)
合計	12	197	47	50	295
（うち社外役員）	(6)	(46)	(－)	(－)	(46)

（注） 1. 上表には、2024年6月27日開催の第190回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）2名を含んでおります。

2. 業績連動報酬等及び非金銭報酬等にかかる業績指標は連結経常利益であり、基準業績は期首に取締役会が決議した当事業年度の連結経常利益目標額150億円、その実績は当連結会計年度末日における当連結会計年度の連結経常利益見込み額128億円であります。当該指標を選択した理由は、「報酬と当社の業績及び株主利益との連動性を高めることにより、報酬の透明性、公正性、客観性に加え、業績向上に向けたインセンティブを勘案する」ためであります。当社の業績連動報酬及び非金銭報酬は、職位別に次の式にて算定されております。

業績連動報酬＝職位別基準額×（連結経常利益実績/基準業績）

非金銭報酬＝基準株式交付数×1＋（（連結経常利益実績/基準業績）－1）/5）×当事業年度末日現在の株価

基準株式交付数＝職位別基準額/前年度下期平均株価

3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割り当ての際の条件等は、「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。

4. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第186回定時株主総会において年額280百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、5名です。

また、金銭報酬とは別枠で、2023年6月29日開催の第189回定時株主総会において、株式報酬の額として年額80百万円以内、株式数の上限を年40千株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）の員数は、5名です。

5. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第186回定時株主総会において年額80百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、4名です。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況並びに当該兼職先との関係

区分	氏名	兼職先、兼職内容及び当該他の法人等との関係
取締役	山 平 恵 子	上新電機株式会社社外取締役 当社と上新電機株式会社との間には重要な取引その他の関係はありません。
		MIRARTHホールディングス株式会社社外取締役 当社とMIRARTHホールディングス株式会社との間には重要な取引その他の関係はありません。
		丸一鋼管株式会社社外取締役 当社と丸一鋼管株式会社との間には重要な取引その他の関係はありません。
取締役 監査等委員	中 島 茂	日精エー・エス・ビー機械株式会社社外監査役 当社と日精エー・エス・ビー機械株式会社との間には重要な取引その他の関係はありません。
取締役 監査等委員	長 野 正 史	中央労働委員会使用者側委員 当社と中央労働委員会との間には重要な取引その他の関係はありません。
取締役 監査等委員	浦 部 智壽子	株式会社IACEトラベル社外取締役 当社と株式会社IACEトラベルとの間には重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
山 平 恵 子	当事業年度に開催した取締役会21回全てに出席しております。他社での豊富な企業経営経験と高い見識から積極的に意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会の6回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬制度等の決定過程における監督機能を担っております。
中 島 茂	当事業年度に開催した取締役会21回及び監査等委員会12回全てに出席しております。いずれも弁護士としての専門的見地にに基づき積極的に意見を述べており、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会の6回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬制度等の決定過程における監督機能を主導しております。
長 野 正 史	2024年6月27日の就任以降、当事業年度に開催した取締役会17回及び監査等委員会10回全てに出席しております。いずれも他社での豊富な企業経営経験と高い見識から積極的に意見を述べており、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会の6回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬制度等の決定過程における監督機能を担っております。
浦 部 智壽子	2024年6月27日の就任以降、当事業年度に開催した取締役会17回及び監査等委員会10回全てに出席しております。いずれも公認会計士としての専門的見地にに基づき積極的に意見を述べており、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬	66百万円
② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	93百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはそれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 監査等委員会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況の相当性、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、上記の額に同意しました。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

そのほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の信頼性・適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会は株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

6 業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制整備

当社は、「取締役（監査等委員である取締役（以下監査等委員という）を除く。以下同じ。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制」として以下を内容とする「内部統制システム基本方針」を取締役会で決議しております。

① 取締役、執行役員及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- 1) 企業行動憲章を制定し、経営者が繰り返しその精神を当社及び子会社から成る企業集団の全従業員に伝えることにより、法令順守があらゆる企業活動の前提であることを周知徹底する。
- 2) 内部統制委員会を設置し、当社及び子会社各社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括する。内部統制委員会は取締役、執行役員及び常勤の監査等委員の内から構成し、事務局を設置する。
- 3) 内部統制委員会は、必要に応じて当社及び子会社のコンプライアンスの推進状況について監査する。
- 4) 内部統制委員会は、コンプライアンスの推進状況及び監査の結果を定期的に取り締役会及び監査等委員会に報告する。
- 5) 法令上疑義のある行為等について従業員等が直接情報提供を行う手段として、コンプライアンス・ホットラインを設置する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、社内規則に則り、適切に文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査等委員は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 内部統制委員会は、当社及び子会社各社のリスクマネジメントの取り組みを横断的に統括する。
- 2) 内部統制委員会は、必要に応じて当社及び子会社のリスクマネジメントの推進状況について監査する。
- 3) 内部統制委員会は、リスクマネジメントの推進状況及び監査の結果を定期的に取り締役会及び監査等委員会に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図る。

- 1) 取締役、執行役員及び従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図ると共に、この目的に基づく3事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。
- 2) 取締役会は、中期経営計画を具体化するため部門ごとの毎期の業績目標と予算を設定する。

- 3) 各部門を担当する取締役または執行役員は、各部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を構築する。
 - 4) 企画管理を担当する取締役は月次の業績につき、ITを積極的に活用したシステムにより迅速に管理会計としてデータ化し、担当取締役及び取締役会に報告する。
 - 5) 取締役会は、毎月、この結果をレビューし、担当取締役に目標未達の要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。
 - 6) 取締役会の諮問機関として、取締役会が選定した取締役からなる委員で構成、その過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会を設置し、取締役候補の指名、取締役の報酬等に関する手続きの公正性、透明性、客観性を強化する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 当社は、当社及び子会社から成る企業集団全体にわたる内部統制の構築を目指し、経営会議・グループ経営戦略会議等を通じ当社及び子会社各社間での内部統制に関する協議、情報の共用化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
そのため、当社取締役、執行役員、事業所長及び子会社社長は、当社各部門及び子会社各社の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用に関する権限と責任を有する。
当社の内部統制委員会は、当社及び子会社の内部統制に関する監査を実施し、その結果を当社取締役会・各部門及び子会社各社の責任者に報告すると共に、必要に応じて内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
 - 2) 当社は、子会社各社の一定の重要事項（損失の危険の管理に関する事項を含む）について、関係会社管理規程により当社の機関決定までの手順を義務づけ、当社の取締役会規則等に定めた決定手続き等により、審議・決定し、また報告を受ける。
 - 3) 関係会社担当取締役・執行役員は、関係会社管理規程に基づき当社のシステムに則った子会社各社のコンプライアンス及びリスクマネジメントの体制整備と、効果的かつ効率的な職務の執行に関して子会社社長に指示・助言を行うと共に、子会社各社の推進状況を監督する。
 - 4) 当社グループのサステナビリティをめぐる課題を解決すべく、代表取締役社長を委員長としたサステナビリティ委員会を設置し、SDGs及びESG投資等サステナビリティ経営を推進、取締役会に定期的にその状況を報告する。
 - 5) 当社の内部監査室は、当社及び子会社各社の業務の有効性・効率性並びにコンプライアンス及びリスクマネジメントの実施状況について監査する。

- ⑥ 監査等委員会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
- 1) 監査等委員会事務局に専任者を置き、監査等委員会は、その運営、監査業務の補助を行わせる。
 - 2) 監査等委員会が求めた場合の監査等委員の職務を補助する使用人は内部監査室員の内より選出し、監査等委員の指示を確実に遂行するものとする。
 - 3) 監査等委員の職務を補助する使用人の異動については、監査等委員会の意向を踏まえた上で決定する。
- ⑦ 当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- 1) 当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人は、必要に応じまたは監査等委員会の要請に応じ、監査等委員会に対して職務の執行状況を報告する。
 - 2) 内部監査室は、内部監査の実施状況を監査等委員会に報告する。
 - 3) 内部統制委員会は、監査等委員会に対して当社及び子会社から成る企業集団全体に重大な影響を及ぼす事項、内部統制に関する監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインに関する状況を速やかに報告する。
 - 4) 監査等委員会が必要と判断した事項については取締役、執行役員及び使用人が速やかに報告する。
- ⑧ 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制
- 当社は、コンプライアンス・ホットラインへの連絡相談者及び監査等委員会への報告者については不利な取り扱いを受けないことを確保する。
- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行に生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査等委員の職務執行に必要な費用について請求があった場合、特に不合理なものでなければ前払または償還に応じる。
- ⑩ その他監査等委員会による監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査等委員会は、代表取締役社長、会計監査人、内部監査室とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとしている。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の「内部統制システム基本方針」に基づき、取締役及び常勤の監査等委員で構成する内部統制委員会にコンプライアンス委員会・リスクマネジメント委員会を設け、内部統制システムの整備・運用にあたっています。また「コーポレートガバナンス基本方針」を定め、ガバナンス体制のさらなる強化を図っています。当事業年度における主な運用状況は以下のとおりです。

① コンプライアンス

当社及び子会社の役職員の行動規範として定められた「品川リフラクトリーズ行動憲章」及び「コンプライアンス・マニュアル」に従い、各種研修を実施し、「内部通報規定」により外部弁護士・常勤監査等委員等が受け付けるコンプライアンス・ホットライン窓口を社内報で毎号紹介するなど、コンプライアンス意識の醸成に努めております。また、2022年6月の公益通報者保護法改正に伴い、内部通報体制の見直しを行いました。

② リスクマネジメント

「リスクマネジメント基本方針」及び「リスク管理規程」に基づき、企業活動の継続的・安定的な推進を阻害する潜在的なリスクを最小化し、異常事態や緊急事態の発生への即応を可能とするため、定期的に重要リスクを評価し対策を定める活動を推進しています。また財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、グループ全体で有効かつ適切な内部統制を整備・構築し、継続的に改善の上運用しているかについて内部統制評価を実施いたしました。

③ 取締役会による監督等

当社取締役会は法令・定款等への適合性や経営方針の策定等、経営に関する重要事項を決定し、月次の業績をレビューし改善策を検討する等合理的な経営判断に基づく取締役の業務執行の妥当性等について監督いたしました。

④ 監査等委員会による監査等

当社監査等委員会は監査方針・計画を協議決定し、常勤の監査等委員が経営会議に出席し取締役の業務執行を監督すると共に社外監査等委員と情報を共有しています。また代表取締役社長、会計監査人と意見交換を行うことにより、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の順守状況の監査を実施いたしました。

7 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、総合耐火物メーカーである当社の経営においては、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、当社グループに与えられた社会的な使命、それら当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を構成する要素等への理解が不可欠です。これらを継続的に維持、向上させていくためには、当社グループの企業価値の源泉である、①伝統の中で蓄積された豊富なノウハウと技術開発力、②高品質の製品を開発し提供することを可能とする国内外の拠点、③永年の間に築き上げたお客様・お取引先との信頼関係、④地域との共生及び環境保全への取り組み等を機軸とした中長期的な視野を持った経営的な取り組みが必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうか等買付者による大規模な買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社グループに与える影響や、買付者が考える当社グループの経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討する上で重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模な買付行為を行う買付者において、株主の皆様判断のために、当社が設定し事前に開示する一定のルールに従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ当社取締役会または株主総会が対抗措置発動の可否について決議を行った後のみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるものもないとは言えません。当社は、かかる大規模な買付行為に対して、当社取締役会が本対応方針に従って適切と考える方策をとることが、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

当社グループは、基本方針の実現に資する特別な取り組みとして、耐火物関連事業、エンジニアリング事業及びその他関連事業において競争を勝ち抜くために、拡販とその背景となる顧客満足度の向上を最重要課題に掲げ、営業・生産活動に励むとともに、さらなるグローバル化を指向しグループとして事業規模の拡大を追求しております。特に設備と人材の基盤整備に注力しており、これらの基盤整備を車の両輪とし、安定した収益体制を確立することにより、株主の皆様のご期待に応えるべくグループ一丸となって邁進する所存であります。

さらに、当社グループは、株主、お客様・お取引先、地域社会、社員等多くのステークホルダーの期待・信頼に応えるべく、収益の拡大による経営基盤の強化を図る一方、社会の信頼を得られる企業であり続けようとする姿勢を徹底することで企業価値ひいては株主共同の利益の向上に努めております。コーポレート・ガバナンスはそのための土台と考えております。当社は、経営理念に基づき適切な企業運営を行い、全てのステークホルダーの信頼をより確かなものとするため、高いコンプライアンス意識のもと、経営の透明性を確保し、公明正大かつ効率的で健全な経営の実践に向け、コーポレート・ガバナンス体制の強化・充実と効率的運用に努めるべく、2015年11月、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方・基本方針に相当する「コーポレートガバナンス基本方針」を制定、翌2016年6月には監査等委員会設置会社の制度を採用し、独立社外取締役が過半数を占める監査等委員会が監査・監督を行って参りました。また、内部統制体制の強化策として監査等委員会事務局を設置して専任の常勤スタッフを2名配置しております。2022年6月には独立社外取締役を1名増員し、現在は取締役10名、うち独立社外取締役4名の構成としております。

取締役の報酬に関しては、2020年6月に退職慰労金を廃止し株式報酬制度を導入、2022年4月に取締役会の諮問を受け議論を重ねる場として、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会を設立しております。

これらにより、取締役会の活性化及び意思決定機能、監視・監督機能の一層の強化を図ることで、コーポレート・ガバナンスの実効性向上に努めております。このような体制整備のほか、当社グループでは情報開示の充実がコーポレート・ガバナンスにとって有効な機能を果たすと考えており、各種の会社情報を適時、適切にかつ積極的に開示することによって、株主の皆様やその他外部からのチェック機能を高め、経営の透明度を高めることを今後とも充実させていきたいと考えております。

(3) 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、2023年5月11日開催の当社取締役会において、(1)で述べた会社支配に関する基本方針に照らし、「当社株式の大規模買付行為への対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）の継続を決議し、本対応方針の継続については、2023年6月29日開催の第189回定時株主総会に付議し、承認可決されました。

本対応方針は、当社株式等について20%以上となる買付行為等が行われる場合に、①当該買付者が当社取締役会に対して当該買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ③当社取締役会または株主総会が対抗措置の発動の可否について決議を行った後に当該買付行為を開始する、という大規模買付ルール遵守を当該買付者に求める一方で、当該買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合または当該買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、独立委員会への諮問を経た上で新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとることがあります。

なお、本対応方針の有効期間は2026年3月期の事業年度に関する定時株主総会終結の時までです。

本対応方針の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.shinagawa.co.jp/news/>）に掲載している2023年5月11日付ニュースリリースをご覧ください。

(4) 本対応方針に対する判断及びその理由

(2)に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組みは、(2)に記載したとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものと判断しております。

また、(3)に記載した本対応方針も、(3)に記載したとおり、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるために導入したものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものと判断しております。特に、本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、対抗措置の発動または不発動の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、必要に応じて対抗措置発動の可否について株主総会に諮ることとなっていること、本対応方針の有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	106,964
現金及び預金	23,024
受取手形、売掛金及び契約資産	39,208
電子記録債権	4,372
有価証券	3,713
商品及び製品	14,554
仕掛品	6,125
原材料及び貯蔵品	13,509
その他	2,496
貸倒引当金	△40
固定資産	88,249
有形固定資産	46,637
建物及び構築物	13,568
機械装置及び運搬具	16,722
土地	9,449
リース資産	4,427
建設仮勘定	1,405
その他	1,063
無形固定資産	28,082
のれん	14,957
その他	13,125
投資その他の資産	13,529
投資有価証券	9,222
繰延税金資産	657
退職給付に係る資産	2,536
その他	1,236
貸倒引当金	△123
資産合計	195,214

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	57,957
支払手形及び買掛金	20,671
電子記録債務	1,332
短期借入金	24,854
リース債務	367
未払金	1,975
未払費用	3,134
未払法人税等	770
未払消費税等	538
賞与引当金	1,728
環境対策引当金	74
災害損失引当金	251
役員賞与引当金	180
その他	2,077
固定負債	43,429
長期借入金	32,602
リース債務	4,093
繰延税金負債	5,102
役員退職慰労引当金	265
環境対策引当金	0
退職給付に係る負債	804
長期預り保証金	281
その他	279
負債合計	101,386
(純資産の部)	
株主資本	81,597
資本金	3,300
資本剰余金	466
利益剰余金	80,264
自己株式	△2,432
その他の包括利益累計額	7,399
その他有価証券評価差額金	3,827
繰延ヘッジ損益	42
為替換算調整勘定	3,071
退職給付に係る調整累計額	458
非支配株主持分	4,830
純資産合計	93,828
負債純資産合計	195,214

(単位：百万円)

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		144,072
売上原価		108,928
売上総利益		35,143
販売費及び一般管理費		21,865
営業利益		13,278
営業外収益		
受取利息	372	
受取配当金	341	
持分法による投資利益	123	
保険配当金	56	
助成金収入	20	
その他	378	1,292
営業外費用		
支払利息	477	
為替差損	70	
シンジケートローン手数料	255	
固定資産税	20	
その他	92	915
経常利益		13,655
特別利益		
固定資産売却益	769	
投資有価証券売却益	614	
退職給付制度改定益	237	
国庫補助金	182	
その他	32	1,836
特別損失		
固定資産処分損	111	
固定資産圧縮損	182	
減損損失	220	
災害による損失	101	
環境対策費	27	
その他	7	651
税金等調整前当期純利益		14,840
法人税、住民税及び事業税	4,290	
法人税等調整額	434	4,725
当期純利益		10,115
非支配株主に帰属する当期純利益		337
親会社株主に帰属する当期純利益		9,778

連結株主資本等変動計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
2024年4月1日 期首残高	3,300	450	74,178	△2,496	75,432		
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当			△3,692		△3,692		
親会社株主に帰属する 当期純利益			9,778		9,778		
自己株式の取得				△0	△0		
自己株式の処分		16		63	79		
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）							
連結会計年度中の変動額合計	－	16	6,085	63	6,165		
2025年3月31日 期末残高	3,300	466	80,264	△2,432	81,597		

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
2024年4月1日 期首残高	4,034	5	3,696	256	7,992	3,542	86,967
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△3,692
親会社株主に帰属する 当期純利益							9,778
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							79
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	△206	36	△625	202	△592	1,288	695
連結会計年度中の変動額合計	△206	36	△625	202	△592	1,288	6,861
2025年3月31日 期末残高	3,827	42	3,071	458	7,399	4,830	93,828

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

		(単位：百万円)	
科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	51,317	流動負債	36,342
現金及び預金	5,561	電子記録債務	1,076
受取手形	209	買掛金	10,082
電子記録債権	2,513	短期借入金	18,130
売掛金	20,180	1年内返済予定の長期借入金	3,147
契約資産	1,651	未払金	1,188
商品及び製品	7,209	未払費用	1,212
仕掛品	2,868	未払法人税等	295
半成工事	102	未払消費税等	51
原材料及び貯蔵品	5,248	前受金	69
前払費用	87	賞与引当金	742
未収入金	2,064	環境対策引当金	74
関係会社短期貸付金	3,392	役員賞与引当金	158
その他	229	その他	112
貸倒引当金	△2	固定負債	35,517
固定資産	89,545	長期借入金	32,163
有形固定資産	20,514	繰延税金負債	2,713
建物	6,486	役員退職慰労引当金	206
構築物	619	長期預り保証金	258
機械及び装置	7,355	長期未払金	175
車両運搬具	217	負債合計	71,859
工具、器具及び備品	247	(純資産の部)	
原料地及び山林	166	株主資本	65,151
土地	5,059	資本金	3,300
建設仮勘定	361	資本剰余金	5,052
無形固定資産	645	資本準備金	635
ソフトウェア	631	その他資本剰余金	4,416
その他	13	利益剰余金	59,231
投資その他の資産	68,384	利益準備金	825
投資有価証券	8,098	その他利益剰余金	58,406
関係会社株式	43,998	固定資産圧縮積立金	1,552
関係会社出資金	14,130	別途積立金	5,000
関係会社長期貸付金	790	繰越利益剰余金	51,854
前払年金費用	870	自己株式	△2,432
その他	602	評価・換算差額等	3,851
貸倒引当金	△106	その他有価証券評価差額金	3,839
資産合計	140,862	繰延ヘッジ損益	11
		純資産合計	69,002
		負債純資産合計	140,862

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		85,410
売上原価		69,034
売上総利益		16,375
販売費及び一般管理費		9,008
営業利益		7,367
営業外収益		1,923
受取利息	89	
受取配当金	1,714	
その他	120	
営業外費用		624
支払利息	285	
為替差損	26	
シンジケートローン手数料	255	
固定資産税	12	
その他	45	
経常利益		8,666
特別利益		1,769
固定資産売却益	738	
投資有価証券売却益	613	
退職給付制度改定益	237	
国庫補助金	179	
特別損失		478
固定資産処分損	78	
固定資産圧縮損	179	
減損損失	220	
税引前当期純利益		9,957
法人税、住民税及び事業税	2,182	2,463
法人税等調整額	281	
当期純利益		7,493

株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金				
					固 定 資 産 圧縮積立金	別 途 積 立 金			繰 越 利 益 剰 余 金
2024年4月1日 期首残高	3,300	635	4,400	825	1,709	5,000	47,895	△2,496	61,269
事業年度中の変動額									
固定資産圧縮積立金の取崩					△156		156		－
剰余金の配当							△3,692		△3,692
当期純利益							7,493		7,493
自己株式の取得								△0	△0
自己株式の処分			16					63	79
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	－	－	16	－	△156	－	3,958	63	3,881
2025年3月31日 期末残高	3,300	635	4,416	825	1,552	5,000	51,854	△2,432	65,151

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰 延 へ ッ ジ 損 益	評価・換算差額等合計		
2024年4月1日 期首残高	4,038	5	4,044		65,314
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩					—
剰余金の配当					△3,692
当期純利益					7,493
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					79
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	△198	6	△192		△192
事業年度中の変動額合計	△198	6	△192		3,688
2025年3月31日 期末残高	3,839	11	3,851		69,002

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

品川リフラクトリーズ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 猪 俣 雅 弘
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 岩 崎 宏 明
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、品川リフラクトリーズ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、品川リフラクトリーズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表の会計方針の変更に関する注記（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）に記載されているとおり、会社及び一部の国内連結子会社は、一部の有形固定資産の減価償却の方法について、当連結会計年度より定率法から定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

品川リフラクトリーズ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 猪 俣 雅 弘
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 岩 崎 宏 明
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、品川リフラクトリーズ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第191期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の会計方針の変更に関する注記（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）に記載されているとおり、会社は、一部の有形固定資産の減価償却の方法について、当事業年度より定率法から定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、２０２４年４月１日から２０２５年３月３１日までの第１９１期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第３９９条の１３第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役等からその整備・運用状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第１１８条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成１７年１０月２８日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び会計監査人有限責任あずさ監査法人から受けております。
- ④事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月13日

品川リフラクトリーズ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 山下 寛 文 ㊞

監査等委員 中 島 茂 ㊞

監査等委員 長 野 正 史 ㊞

監査等委員 浦 部 智 壽 子 ㊞

(注) 監査等委員中島茂、長野正史及び浦部智壽子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

第191回定時株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
サピアタワー6階 ステーションコンファレンス東京605号会議室

下 車 駅 東京駅（ＪＲ各線、東京メトロ丸ノ内線）
大手町駅（東京メトロ東西線、東京メトロ丸ノ内線、
東京メトロ千代田線、都営地下鉄三田線）

